

第 4 0 回臨時会

南部町議会会議録

平成23年10月12日 開会

平成23年10月12日 閉会

南部町議会

第40回南部町議会 臨時会会議録目次

第 1 号 (10月12日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	2
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
職務のため出席した者の職氏名	2
開会及び開議の宣告	3
町長招集あいさつ	3
仮議席の指定	6
南部町議会議長の選挙	6
議席の指定	9
会議録署名議員の指名	9
会期の決定	9
南部町議会副議長の選挙	10
南部町議会常任委員会委員の選任	12
南部町議会運営委員会委員の選任	13
南部町議会図書室運営委員会委員の選任	14
三戸地区環境整備事務組合議会議員の選挙	15
三戸地区塵芥処理事務組合議会議員の選挙	16
八戸地域広域市町村圏事務組合議会議員の選挙	17
田子高原広域事務組合議会議員の選挙	18
委員会の閉会中の継続調査の件	19
町長提出議案提案理由の説明	20
報告第29号の上程、説明、質疑、討論、採決	22
議案第80号の上程、説明、質疑、討論、採決	24
議案第81号の上程、説明、質疑、討論、採決	40

閉会の宣告 4 1

署名議員 4 5

第40回南部町議会臨時会

議事日程（第1号）

平成23年10月12日（水）午前10時開議

- 第 1 仮議席の指定について
- 第 2 選挙第1号 南部町議会議長の選挙について
- 第 3 議席の指定について
- 第 4 会議録署名議員の指名
- 第 5 会期の決定
- 第 6 選挙第2号 南部町議会副議長の選挙について
- 第 7 選任第1号 南部町議会常任委員会委員の選任について
- 第 8 選任第2号 南部町議会運営委員会委員の選任について
- 第 9 選任第3号 南部町議会図書室運営委員会委員の選任について
- 第 10 選挙第3号 三戸地区環境整備事務組合議会議員の選挙について
- 第 11 選挙第4号 三戸地区塵芥処理事務組合議会議員の選挙について
- 第 12 選挙第5号 八戸地域広域市町村圏事務組合議会議員の選挙について
- 第 13 選挙第6号 田子高原広域事務組合議会議員の選挙について
- 第 14 委員会の閉会中の継続調査の件
- 第 15 町長提出議案提案理由の説明
- 第 16 報告第29号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
専決第14号 平成23年度南部町一般会計補正予算（第4号）
- 第 17 議案第80号 平成23年度南部町一般会計補正予算（第5号）
- 第 18 議案第81号 南部町監査委員の選任について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（18名）

1番 山田賢司君

2番 八木田憲司君

3番	中 館 文 雄 君	4番	工 藤 正 孝 君
5番	夏 堀 文 孝 君	6番	沼 畑 俊 一 君
7番	根 市 勲 君	8番	河門前 正 彦 君
9番	川 井 健 雄 君	10番	中 村 善 一 君
11番	佐々木 勝 見 君	12番	工 藤 幸 子 君
13番	馬 場 又 彦 君	14番	立 花 寛 子 君
15番	川守田 稔 君	16番	工 藤 久 夫 君
17番	坂 本 正 紀 君	18番	東 寿 一 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	工 藤 祐 直 君	副 町 長	坂 本 勝 二 君
総 務 課 長	小萩沢 孝 一 君	企画調整課長	坂 本 與志美 君
財 政 課 長	小笠原 覚 君	税 務 課 長	八木田 良 吉 君
住民生活課長	極 檀 義 昭 君	健康福祉課長	有 谷 隆 君
環境衛生課長	中 野 雅 司 君	農 林 課 長	中 村 一 雄 君
農村交流推進課長	福 田 修 君	商工観光課長	神 山 不 二 彦 君
建 設 課 長	工 藤 満 君	会 計 管 理 者	庭 田 富 江 君
名川病院事務長	佐 藤 正 彦 君	老健なんぶ事務長	麦 沢 正 実 君
市 場 長	工 藤 欣 也 君	教 育 長	山 田 義 雄 君
学 務 課 長	夏 堀 常 美 君	社会教育課長	工 藤 重 行 君
農業委員会事務局長	坂 本 勝 君		

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	根 市 良 典	主 幹	板 垣 悦 子
主 査	秋 葉 真 悟		

事務局長（根市良典君） 本臨時会は、一般選挙後初めての議会でございます。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により年長議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

出席議員の中で、年長の東寿一議員をご紹介します。東寿一議員は、臨時議長席をお願いいたします。

（臨時議長 東寿一君 臨時議長席に着く）

臨時議長（東寿一君） ただいま紹介いただきました東寿一でございます。地方自治法第107条の規定により、臨時議長の職務を行います。

議長が選挙されるまでの限られた時間ではございますが、議員各位のご協力をいただきまして任務を果たしていきたいと存じます。どうぞよろしく願いいたします。

開会及び開議の宣告

臨時議長（東寿一君） ただいまの出席議員数は18人でございます。定足数に達しておりますので、これより第40回南部町議会臨時会を開会いたします。

（午前10時02分）

町長招集あいさつ

臨時議長（東寿一君） ここで、町長より本臨時会の招集のあいさつがございます。これを許可いたします。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

町長（工藤祐直君） 本日招集の第40回南部町議会臨時会を開会するにあたり、議員各位には何かとご多忙のところご出席をいただき、提出案件につきましてご審議を賜りますことに、厚

く御礼を申し上げます。

議員各位におかれましては、去る 9 月 25 日に執行されました南部町議会議員一般選挙において、めでたく当選の栄に浴されましたことに対し、心からお喜びとお祝いを申し上げます。今回の選挙で再選されました経験豊かな議員の皆様、そしてこのたび初めてご当選され議員となりました新進気鋭の皆様、それぞれのお立場で感慨もひとしお、選挙後、初の議会に臨まれたことと存じます。

今回の選挙は議員定数が 2 名減員の 18 名となったことにより、議会に寄せられる町民の期待や関心は、これまでも増して高まってくるものと思われまます。約 2 万 1,000 人の町民を代表し、これからの 4 年間のご活躍を心からご期待申し上げますとともに、町民福祉のさらなる向上と輝くまちづくりに向け、格別のご理解とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

まず初めに、このたびの台風第 15 号により被災された町民の皆様には心からお見舞いを申し上げます。

今回の台風は、馬淵川水系の上流地域である岩手県を含めた広い地域で 9 月 17 日から雨が降り続き、水かさが増した状態になったままのところ、台風による集中的な降雨がさらに加わるという悪条件が重なり、馬淵川の水位は剣吉で観測史上過去 2 番目の 7.98 メートルに達し、家屋や田畑等に甚大な被害を及ぼしたものでございます。

9 月 21 日、午後 6 時 24 分、三八地方に洪水警報が発令されたことに伴い、町では午後 6 時 45 分、それまで設置しておりました災害警戒本部を災害対策本部に移行しました。同時刻には、浸水が予想される南部地区の大向及び駅前地区に避難勧告を発令し、迅速かつ的確な避難行動が取れるよう、勧告した地域の行政員及び自主防災会会長へ周知いたしました。

また、全職員に対し、災害対策の対応に当たるよう指示するとともに、その後も水位の上昇に伴い、沖田面地区や門前地区、苫米地地区の一部の世帯など、合計 237 世帯、626 人に避難勧告を発令したものでございます。

次に、被害の状況についてであります。10 月 11 日現在、住家被害は浸水により全壊とみなされたもの 1 棟、半壊が 62 棟、床上浸水 94 棟、床下浸水 74 棟、冠水した水田約 186 ヘクタール、畑は約 110 ヘクタールとなっており、被害総額は約 5 億 1,200 万円に上っております。なお、被害総額については、農地等災害申請の受け付けを 10 月 5 日・6 日に実施したところであり、これらの被害額がさらに加わるものと思っております。これらの農地災害等の被害につきましては、12 月の議会定例会において補正予算を提出し、対応してまいりたいと考えております。

9 月 22 日と 23 日及び 28 日には、三村県知事を初め、国会議員、県議会議員などの方々が被

害調査のために訪れ、町内の被害状況について説明するとともに、早急なる馬淵川中流域の河川整備及び治水対策を強く求めたところでございます。

今回、被災世帯について水害による直接的な人的被害がなかったことは不幸中の幸いであり、その背景には、防災に対する町民の皆様の高い意識と、自主防災会の活動が大きく影響したものであると確信しております。今後も自主防災会結成の推進と活動支援に尽力してまいり所存であります。

次に、町へいただいたご支援についてであります。ポートピアなんぶを運営しております株式会社グッドワン様、桐生競艇場を運営している関東開発株式会社会長の笹川和弘様個人より、それぞれ100万円、八戸市にございます北日本青果様より30万円、そのほか、全国町村会、青森県町村会、そして、10月3日に開催しました南部町音楽祭において、演奏いただきました出演者及び関係者の方々から見舞金をいただいたものでございます。また、青森銀行剣吉支店様、みちのく銀行南部支店様、マックスバリュート三戸店様、ほかにも多くの方から支援物資をいただきました。さらに関係各所からの電報やお電話など励ましのお言葉を多数いただいております。ご紹介をさせていただき、この場をお借りして深くお礼申し上げます。

災害対策本部につきましては、昨日の午後2時15分をもって解散したところでございますが、今回の町の被害では、災害救助法並びに被災者生活再建支援法が適用となったことから、法に基づく支援を初め、町税や保険料の免除、農地の復旧など、今後、町の復興に向けて全力で取り組まなければなりません。

災害発生以来、議員各位には、これまで被害状況の確認や復旧、復興に対する貴重なご意見、ご指導を賜り厚くお礼申し上げる次第でございます。

台風の災害の爪痕は未だ深く残っておりますが、引き続き災害に強い住みよい町づくりにまい進してまいりますので、議員各位の一層のご理解とさらなるご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、提出議案のご説明につきましては議会の組織が決定し次第申し上げたいと思っておりますので、付け加えさせていただき開会のご挨拶といたします。どうぞよろしく願いいたします。

臨時議長（東寿一君） これより、本会議を開きます。

議事日程につきましては、お手元に配布のとおりでございます。

仮議席の指定

臨時議長（東寿一君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいまご着席の議席を指定いたします。

（臨時議長が指定した仮議席は次のとおり）

1番	山田賢司君	2番	八木田憲司君
3番	中館文雄君	4番	工藤正孝君
5番	夏堀文孝君	6番	沼畑俊一君
7番	根市勲君	8番	河門前正彦君
9番	川井健雄君	10番	中村善一君
11番	佐々木勝見君	12番	工藤幸子君
13番	馬場又彦君	14番	立花寛子君
15番	川守田稔君	16番	工藤久夫君
17番	坂本正紀君	18番	東寿一君

南部町議会議長の選挙

臨時議長（東寿一君） 日程第2、選挙第1号、南部町議会議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法は投票で行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

臨時議長（東寿一君） ご異議なしと認めます。

よって、議長の選挙は投票で行うことに決定いたしました。議場を閉鎖いたします。

（議場閉鎖）

臨時議長（東寿一君） ただいまの出席議員数は18人であります。

次に立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に14番、立花寛子君、15番、川守田稔君、16番、工藤久夫君を指名いたします。投票用紙への記載は記載台にてお願いいたします。それでは、投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

臨時議長(東寿一君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

臨時議長(東寿一君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。立会人は投票箱の点検をお願いいたします。

(投票箱点検)

臨時議長(東寿一君) 異常なしと認めます。

念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。投票すべきものの氏名をはっきりと記載願います。なお、白票は無効といたします。

ただいまから投票を行います。事務局長が仮議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

事務局長(根市良典君) それでは、仮議席番号順に氏名を呼び上げますので記載台にお進みください。1番、山田賢司君、2番、八木田憲司君、3番、中舘文雄君、4番、工藤正孝君、5番、夏堀文孝君、6番、沼畑俊一君、7番、根市勲君、8番、河門前正彦君、9番、川井健雄君、10番、中村善一君、11番、佐々木勝見君、12番、工藤幸子君、13番、馬場又彦君、14番、立花寛子君、15番、川守田稔君、16番、工藤久夫君、17番、坂本正紀君、18番、東寿一君。以上で点呼を終わります。

(投票)

臨時議長(東寿一君) 投票漏れはございませんか。

(「なし」の声あり)

臨時議長(東寿一君) 投票漏れなしと認めます。

これにて、投票を終了いたします。

開票を行います。立会人の立花寛子君、川守田稔君、工藤久夫君は、開票の立会いをお願いいたします。

(開票)

臨時議長(東寿一君) 選挙の結果を報告いたします。

投票総数18票、これは、出席議員数と符号いたします。有効投票数17票、無効投票数1票であります。有効投票のうち坂本正紀君16票、立花寛子君1票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は5票であります。よって坂本正紀君が南部町議会議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

臨時議長(東寿一君) ただいま議長に当選されました坂本正紀君が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。ここで、議長に当選されました坂本正紀君は登壇の上、議長就任のごあいさつをお願いいたします。

(議長 坂本正紀君 登壇)

議長(坂本正紀君) 南部町議会の議長に推挙をいただきまして、大変ありがとうございます。

そしてまた、議長として議会をまとめていかなければならないことに対して、大変不安も持っております。

しかし、議員の方々、そして理事者の方々と協力、相談しながら議会を円満にまとめていくことに一生懸命尽力いたす所存でございます。

そして、何よりも、町民のためにいろいろやらなければならないことがたくさんございます。ついこの前の台風15号の被害、さらにまた、(仮称)医療健康センターと大きな事業も控えておりますので、皆さん共々ご協力をいただきながら一生懸命頑張りますのでよろしくお願いを申し上げまして、あいさついたします。本当にありがとうございました。

臨時議長(東寿一君) 以上をもちまして、私の職務は終わりました。ご協力まことにありがとうございます。新しく議長になられました坂本正紀議長は、議長の席にお着き願います。

(坂本正紀議長 議長席に着く)

議長(坂本正紀君) それでは、ただいまから議会運営に当たらせていただきます。

議席の指定

議長（坂本正紀君） 日程第3、議席の指定を行います。

議席は会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定いたします。議席番号と氏名を事務局長が朗読いたします。

事務局長（根市良典君） それでは、議席番号と氏名を読み上げますので、読み上げましたら席札をお立てください。1番、山田賢司君、2番、八木田憲司君、3番、中館文雄君、4番、工藤正孝君、5番、夏堀文孝君、6番、沼畑俊一君、7番、根市勲君、8番、河門前正彦君、9番、川井健雄君、10番、中村善一君、11番、佐々木勝見君、12番、工藤幸子君、13番、馬場又彦君、14番、立花寛子君、15番、川守田稔君、16番、工藤久夫君、17番、坂本正紀君、18番、東寿一君。以上でございます。

会議録署名議員の指名

議長（坂本正紀君） 日程第4、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により議長において1番山田賢司君、2番八木田憲司君を指名いたします。

会期の決定

議長（坂本正紀君） 日程第5、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は本日10月12日、1日といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（坂本正紀君） ご異議なしと認めます。
よって、会期は本日、1日と決定いたしました。

南部町議会副議長の選挙

議長（坂本正紀君） 日程第6、選挙第2号、南部町議会副議長の選挙を行います。
お諮りいたします。選挙の方法は投票で行いたいと思います。これにご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）

議長（坂本正紀君） ご異議なしと認めます。
よって、副議長の選挙は投票で行います。議場を閉鎖いたします。
（議場閉鎖）

議長（坂本正紀君） ただいまの出席議員数は18人であります。
次に立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定により立会人に14番、立花寛子君、
15番、川守田稔君、16番、工藤久夫君を指名いたします。投票用紙への記載は記載台にてお願い
いたします。それでは、投票用紙を配付いたします。
（投票用紙配付）

議長（坂本正紀君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。
（「なし」の声あり）

議長（坂本正紀君） 配付漏れなしと認めます。
投票箱を点検します。立会人は投票箱の点検をお願いいたします。
（投票箱点検）

議長（坂本正紀君） 異常なしと認めます。
念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。なお、白票は無効といたします。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いいたします。

事務局長（根市良典君） それでは、議席番号と氏名を呼び上げますので、記載台にお進みます。1番、山田賢司君、2番、八木田憲司君、3番、中館文雄君、4番、工藤正孝君、5番、夏堀文孝君、6番、沼畑俊一君、7番、根市勲君、8番、河門前正彦君、9番、川井健雄君、10番、中村善一君、11番、佐々木勝見君、12番、工藤幸子君、13番、馬場又彦君、14番、立花寛子君、15番、川守田稔君、16番、工藤久夫君、17番、坂本正紀君、18番、東寿一君。以上で点呼を終わります。

（投票）

議長（坂本正紀君） 投票漏れはございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（坂本正紀君） 投票漏れなしと認めます。これにて、投票を終了いたします。

これより開票を行います。立会人の立花寛子君、川守田稔君、工藤久夫君は、開票の立会いをお願いいたします。

（開票）

議長（坂本正紀君） 選挙の結果をご報告いたします。

投票総数18票、これは、出席議員数と符号いたします。有効投票数17票、無効投票数1票であります。有効投票のうち中村善一君11票、工藤幸子君5票、立花寛子君1票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は5票であります。よって中村善一君が南部町議会副議長に当選されました。議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

議長（坂本正紀君） ただいま副議長に当選されました中村善一君が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。中村善一君は、登壇の上、副議長就任のごあいさつをお願いいたします。

(副議長 中村善一君 登壇)

副議長(中村善一君) ちょっと緊張しましたけれども、ただいま副議長という大役を引き受けることになりました中村です。よろしくお願いいたします。

副議長ですので、議長がスムーズに議会を運営できるように、縁の下の力持ちになれるように頑張っていきたいと思います。

議会の活性化に向けて一生懸命やっていきたいと思っておりますので、皆様のご支援とご協力をよろしくお願い申し上げます。

議長(坂本正紀君) 副議長就任のあいさつが終わりました。

ここで、暫時休憩をいたします。

なお、この後の審議事項は、議会の組織構成関係でありますので、その間は執行部の皆様は退席し、公務に戻りますのでお願いをいたします。

(午前10時52分)

議長(坂本正紀君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時40分)

南部町議会常任委員会委員の選任

議長(坂本正紀君) 日程第7、選任第1号、南部町議会常任委員会委員の選任を行います。常任委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により議長が会議に諮って指名することになっております。

これより指名いたします。総務企画常任委員会委員には、1番、山田賢司君、2番、八木田憲司君、10番、中村善一君、11番、佐々木勝見君、13番、馬場又彦君、14番、立花寛子君。産業建設常任委員会委員には、4番、工藤正孝君、5番、夏堀文孝君、6番、沼畑俊一君、7番、根市勲君、15番、川守田稔君、18番、東寿一君。教育民生常任委員会委員には、3番、中舘文雄君、8番、河門前正彦君、9番、川井健雄君、12番、工藤幸子君、16番、工藤久夫君、17番、坂本正

紀君。以上のとおり指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(坂本正紀君) ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名したとおり常任委員会委員に選任することに決定いたしました。

なお、各常任委員会の委員長及び副委員長は、委員会条例第9条第2項の規定により委員会において互選することになっております。

ここで、委員長及び副委員長の互選を行うため、本席から口頭をもって各常任委員会を招集いたします。

この際、委員会開催のため暫時休憩いたします。

(午後1時43分)

.....

議長(坂本正紀君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午後1時53分)

.....

議長(坂本正紀君) ただいま、各常任委員会において委員長及び副委員長が互選されましたので、その結果をご報告いたします。

総務企画常任委員会委員長、馬場又彦君、副委員長、佐々木勝見君。産業建設常任委員会委員長、川守田稔君、副委員長、根市勲君。教育民生常任委員会委員長、川井健雄君、副委員長、工藤幸子君、以上のとおり決定いたしました。

.....

南部町議会運営委員会委員の選任

議長(坂本正紀君) 日程第8、選任第2号、南部町議会運営委員会委員の選任を行います。議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により議長が会議に諮って指名することになっております。

これより指名いたします。議会運営委員には、4番、工藤正孝君、5番、夏堀文孝君、6番、

沼畑俊一君、8番、河門前正彦君、13番、馬場又彦君、15番、川守田稔君を指名いたします。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(坂本正紀君) ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました6人の方々を議会運営委員に選任することに決定いたしました。

なお、議会運営委員会の委員長及び副委員長は、委員会条例第9条第2項の規定により委員会において互選することになっております。

ここで、委員長及び副委員長の互選を行うため、本席から口頭をもって議会運営委員会を招集いたします。

この際、委員会開催のため暫時休憩いたします。

(午後1時54分)

.....

議長(坂本正紀君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時58分)

.....

議長(坂本正紀君) ただいま、議会運営委員会において、委員長及び副委員長が互選されましたので、その結果をご報告いたします。

議会運営委員会委員長、河門前正彦君、副委員長、沼畑俊一君に決定いたしました。

.....

南部町議会図書室運営委員会委員の選任

議長(坂本正紀君) 日程第9、選任第3号、南部町議会図書室運営委員会委員の選任を行います。

図書室運営委員の選任については、図書室設置条例第4条第1項の規定により議長が選任することになっております。

お諮りいたします。図書室運営委員には、1番、山田賢司君、2番、八木田憲司君、3番、中館文雄君、5番、夏堀文孝君、12番、工藤幸子君、14番、立花寛子君を指名したいと思いを。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(坂本正紀君) ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました6人の方々を、図書室運営委員に選任することに決定しました。

なお、図書室運営委員は議会広報編集委員を兼任するものであります。

図書室運営委員会の委員長及び副委員長は、図書室設置条例第4条第4項の規定により委員会において互選することになっております

ここで、委員長及び副委員長の互選を行うため、本席から口頭をもって図書室運営委員会を招集いたします。

この際、委員会開催のため暫時休憩いたします。

(午後2時00分)

.....

議長(坂本正紀君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後2時16分)

.....

議長(坂本正紀君) ただいま、図書室運営委員会において、委員長及び副委員長が互選されましたので、その結果をご報告いたします。

図書室運営委員会委員長、工藤幸子君、副委員長、夏堀文孝君に決定いたしました。

.....

三戸地区環境整備事務組合議会議員の選挙

議長(坂本正紀君) 日程第10、選挙第3号、三戸地区環境整備事務組合議会議員の選挙を行います。

当組合の議会における南部町議会から選出する議員の数は、組合同規約により3人となっております。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(坂本正紀君) ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(坂本正紀君) ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名をすることに決定いたしました。

これより、指名いたします。三戸地区環境整備事務組合議会議員に、5番、夏堀文孝君、8番、河門前正彦君、15番、川守田稔君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名した3人を当選人とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(坂本正紀君) ご異議なしと認めます。

よって、夏堀文孝君、河門前正彦君、川守田稔君が、三戸地区環境整備事務組合議会議員に当選されました。

当選されました方々が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

三戸地区塵芥処理事務組合議会議員の選挙

議長(坂本正紀君) 日程第11、選挙第4号、三戸地区塵芥処理事務組合議会議員の選挙を行います。

当組合の議会における南部町議会から選出する議員の数は、組合同規約により7人となっております。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(坂本正紀君) ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(坂本正紀君) ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名をすることに決定いたしました。

これより、指名いたします。三戸地区塵芥処理事務組合議会議員に、4番、工藤正孝君、6番、沼畑俊一君、7番、根市勲君、10番、川井健雄君、13番、馬場又彦君、16番、工藤久夫君、18番、東寿一君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名した7人を当選人とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(坂本正紀君) ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました工藤正孝君、沼畑俊一君、根市勲君、川井健雄君、馬場又彦君、工藤久夫君、東寿一君が三戸地区塵芥処理事務組合議会議員に当選されました。

当選されました方々が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

八戸地域広域市町村圏事務組合議会議員の選挙

議長(坂本正紀君) 日程第12、選挙第5号、八戸地域広域市町村圏事務組合議会議員の選挙

を行います。

当組合の議会における南部町議会から選出する議員の数は、組合規約により1人となっております。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(坂本正紀君) ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(坂本正紀君) ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名をすることに決定いたしました。

これより、指名いたします。八戸地域広域市町村圏事務組合議会議員に16番、工藤久夫君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名した工藤久夫君を当選人とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(坂本正紀君) ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました工藤久夫君が、八戸地域広域市町村圏事務組合議会議員に当選されました。

当選されました工藤久夫君が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

.....

田子高原広域事務組合議会議員の選挙

議長（坂本正紀君） 日程第13、選挙第6号、田子高原広域事務組合議会議員の選挙を行います。

当組合の議会における南部町議会から選出する議員の数は、組合規約により2人となっております。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にいたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（坂本正紀君） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（坂本正紀君） ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名をすることに決定いたしました。

これより、指名いたします。田子高原広域事務組合議会議員に6番、沼畑俊一君、13番、馬場又彦君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名した2人を当選人とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（坂本正紀君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました沼畑俊一君、馬場又彦君が、田子高原広域事務組合議会議員に当選されました。

当選されました沼畑俊一君と馬場又彦君が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

.....
委員会の閉会中の継続調査の件

議長（坂本正紀君） 日程第14、委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

本件は、お手元に配布してあります申出書のとおり、会議規則第75条の規定により各常任委員長から閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。委員長からの申出書のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（坂本正紀君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

ここで、暫時休憩いたします。

（午後 2 時25分）

議長（坂本正紀君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3 時08分）

町長提出議案提案理由の説明

議長（坂本正紀君） 日程第15、町長提出議案提案理由の説明を求めます。町長の登壇を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

町長（工藤祐直君） それでは、議案をご説明する前に、先ほど選挙によりまして、第3代議長に坂本正紀議員が就任され、また、同じく第3代副議長に中村善一議員が就任されました。まことにめでとうございます。今後ともよろしくお願い申し上げます。

それでは、本臨時会に提案しております議案のご説明を申し上げます。

初めに、報告第29号、専決処分報告、平成23年度南部町一般会計補正予算（第4号）についてであります。今回の補正は9月21日の台風第15号の被害に係る補正であることを申し添えます。予算の総額に歳入歳出それぞれ1,412万4,000円を追加し、予算の総額を102億295万9,000円とするものでございます。専決した補正予算における主な内容ですが、歳入につきまし

ては、17 款繰入金として財政調整基金を取り崩し、1,412 万 4,000 円を計上しております。

歳出につきましては、9 款消防費の災害対策費の需要費に、避難所へ調達した食糧等及び冠水した地域における消毒作業に使用した消耗品の購入費等として 241 万 2,000 円。役務費に、井戸水検査並びに災害ごみの処理に係る手数料として 387 万 8,000 円。使用料及び賃借料に、排水ポンプ借り上げ料、避難所用発電機借り上げ料、災害ごみ収集運搬用車両の借り上げ料として 480 万 9,000 円を追加し、合わせて 1,109 万 9,000 円を計上しております。

次に、11 款災害復旧費の農林水産業施設災害復旧費の使用量及び賃借料に、復旧措置に使用した重機の借り上げ料として、129 万 2,000 円を計上しております。また、公共土木施設災害復旧費の使用料及び賃借料にも復旧措置に使用した重機の借り上げ料として 132 万 3,000 円。原材料費に、道路補修用材料費として 41 万円を追加し、合わせて 173 万 3,000 円を計上しております。

次に、議案第 80 号、平成 23 年度南部町一般会計補正予算（第 5 号）についてであります。報告案件と同様に台風第 15 号に関連するものが主な補正内容でございます。予算の総額に歳入歳出それぞれ 7,498 万円を追加し、予算の総額を 102 億 7,793 万 9,000 円とするものでございます。補正予算における主な内容ですが、歳入につきましては、17 款繰入金として財政調整基金繰入金を取り崩し 7,231 万 1,000 円を計上しております

このほか、19 款諸収入の雑入に、開会のごあいさつでも申し述べましたが、関係各位よりいただきました災害見舞金 266 万 9,000 円を計上しております。

歳出につきましては、2 款総務費の災害諸費に、第 39 回議会定例会においてご議決いただきました、群馬県みどり市への災害見舞金 200 万円について、みどり市から、台風第 15 号で当町が被害を受けたことにより見舞金の辞退の申し出があったことに伴い、200 万円を減額補正するものであります。

3 款民生費の扶助費に、家屋及び、家電製品の浸水被害を受けた世帯への被災世帯等特別災害見舞金として 1,899 万円を計上しております。この特別見舞金につきましては、3 月 11 日に発生しました東日本大震災に伴い、多くの町民の皆様が義援金のご協力、または白米を初めとする被災地への救援物資の提供など、多くのご支援をされてきたことにかんがみ、今回の台風第 15 号で被災されました町民の皆様に対して、特別災害見舞金として計上したものでございます。

次に、7 款商工費でございますが、この補正予算はバーデパークのレストランを運営していた業者が撤退し、厨房機器等を引き上げることに伴い、新たに食器・厨房等用品を取りそろえる必要があるため計上したもので、需要費に、バーデパークの排気口及び電気系統の修繕費として 60 万 4,000 円、備品購入費に食器、厨房等用品の購入費として 330 万 6,000 円を追加し、合わせて 391 万

円を計上しております。

次に、9款消防費の旅費等に、台風第15号被害に係る陳情に要する経費、町消防団への出動手当、並びに、台風第15号に係る対応への特別手当として369万8,000円。需用費に、公共下水浄化センター上水設備の修繕料として100万円。役務費に、河川の氾濫に伴う漂流物分の災害ごみ運搬手数料として200万円。負担金補助及び交付金に、冠水した地域で支援活動行っていただいた自主防災会、町内会等へ助成する災害支援活動助成金、浸水したトイレの汲み取り助成金として210万4,000円を追加し、合わせて921万7,000円を計上しております。

次に、11款災害復旧費、農林水産業施設災害復旧費の委託料に、災害査定設計書等の費用として1,185万8,000円。公共土木施設災害復旧費の需要費に、災害に係る各地区の土木施設、公園、町営住宅の修繕料として、1,671万円。委託料に、土木施設災害測量設計業務等の費用として1,000万円を追加しております。

次に、社会教育施設災害復旧費の工事請負費に、福地弓道場の災害復旧工事、聖寿寺館跡法面復旧工事の費用として、440万円。負担金補助及び交付金に、国登録文化財田中邸門修繕に係る補助金については、町補助金交付要綱により事業費の2分の1に当たる60万円を追加し、合わせて500万円を計上しております。

次に、議案第81号、南部町監査委員の選任についてであります。任期満了に伴い、2名の方を南部町監査委員に選任いたしたく、議会の同意を求めます。

以上が、本臨時会にご提案いたしました議案の内容でございます。

議事の進行に伴い、また、ご質問に尽しまして、本職初め、副町長、教育長、担当課長より詳細にご説明いたしますので、慎重審議の上、何とぞ原案のとおりご承認、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。よろしくお願いたします。

議長（坂本正紀君） 町長の提出議案提案理由の説明が終わりました。

報告第29号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（坂本正紀君） 日程第16、報告第29号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、専決第14号、平成23年度南部町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本案について説明を求めます。財政課長。

財政課長（小笠原覚君） それでは、お手元に配布している議案の1ページでございます。報告第29号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて。

地方自治法の規定により、平成23年度南部町一般会計補正予算（第4号）を専決処分いたしましたので、同法の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

下段ですが、処分理由でございます。台風15号被害に対する被災者の支援等について、平成23年度南部町一般会計予算を補正する必要が生じ、この補正に特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため9月22日付けで専決処分したものでございます。

次のページをお願いいたします。専決処分第14号、平成23年度南部町一般会計補正予算（第4号）でございます。

第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,412万4,000円を追加し、予算の総額を102億295万9,000円とするものでございます。

まず初めに、歳出からご説明を申し上げます。6ページをお開きください。9款消防費、1項4目の災害対策費でございますが、目を新設し1,109万9,000円を計上いたしております。まず、11節の需用費でございますが食糧費には103万6,000円の追加でございます。これは、避難所に避難された方々への食糧費並びに備蓄用の非常食購入費などに充てるものでございます。次の消耗品費120万6,000円でございますが、毛布それから土のう袋など防災用の資器材。それから、浸水の被害に遭われたご家庭の消毒用の薬品費等の購入費に充てるものでございます。次に、燃料費の17万円でございますが、消防車両それから避難所用の燃料の購入費でございます。12節の役務費387万8,000円でございますが、被害を受けましたご家庭の井戸水の水質検査の委託料。それから、テレビ、冷蔵庫など使えなくなった家電品や、災害ごみの処理手数料でございます。14節の使用料及び賃借料でございますが、まず機械借上料30万9,000円でございますが、これは、排水ポンプとそれから、発電機の借り上げ料でございます。次に、自動車借上料450万円でございますが、これは、ごみ収集運搬車の借り上げ料。合わせて、14節では480万9,000円の計上となっております。

次に、11款災害復旧費、1項1目の農林水産業施設災害復旧費でございますが、129万2,000円を追加し、3,061万4,000円とするものでございます。14節の使用料及び賃借料129万2,000円は、土砂排除等に使用するバックホーやダンプなどの重機の借上料でございます。

次に、11款2項1目の公共土木施設災害復旧費でございますが、173万3,000円を追加し、204万3,000円とするものでございます。14節の使用料及び賃借料132万3,000円は、先ほどと同じく重

機の借上料でございます。16節の原材料費は、道路補修用材料として碎石を購入するものでございます。

歳入についてご説明をいたします。前のページをお開きください。17款繰入金、2項1目の財政調整基金繰入金でございますが、1,412万4,000円を追加し、3,616万6,000円とするものでございます。

この補正予算に係る一般財源として、財政調整基金から繰り入れるものでございます。以上で説明を終わります。

議長（坂本正紀） 説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（坂本正紀） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（坂本正紀） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。
採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（坂本正紀） ご異議なしと認めます。
よって、報告第29号は原案のとおり承認されました。

議案第80号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（坂本正紀君） 日程第17、議案第80号、平成23年度南部町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

本案について説明を求めます。財政課長。

財政課長（小笠原覚君） それでは、続きまして議案第80号、平成23年度南部町一般会計補正予算（第5号）についてご説明を申し上げます。

7ページでございます。まず、第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,498万円を追加し、予算の総額を102億7,793万9,000円とするものでございます。

この補正の5号は、専決処分した補正の第4号に続きまして、主として台風15号災害に係る対策費に加え、一部、バーデパーク関係経費を計上したものでございます。

歳出から説明を申し上げます。13ページをお願いいたします。2款総務費、1項24目災害諸費でございますが、200万円を減額し、ゼロとするものでございます。先ほど、町長の提案理由の説明の中にございましたように9月の定例議会でご議決をいただきました、群馬県みどり市への災害見舞金でございますが、南部町も台風災害に遭ったためみどり市から「辞退申し上げたい」と連絡があり、送金を取りやめ、予算を減額するものでございます。

次に、3款民生費、3項1目の災害救助費でございますが、1,899万円を追加し、1,981万5,000円とするものでございます。20節の扶助費でございますが、被災世帯等特別災害見舞金1,899万円を計上いたしました。台風15号により、床上床下浸水被害に遭われた世帯には被災世帯見舞金を、同じく、事業所に対しては被災事業所見舞金を。加えて、浸水により被災世帯家電見舞金を支給するため、所用の経費を計上したものでございます。

7款の商工費、1項3目の観光施設費でございますが、391万円を追加し、1億3,813万3,000円とするものでございます。まず、11節の需用費60万4,000円でございますが、バーデパークレストランの運営に当たっている業者が撤退するため、健康増進公社直営でレストランの運営に当たるため厨房の修繕料として60万4,000円。それから、その下、調理備品の購入費として330万6,000円を計上するものでございます。

次に、9款消防費、1項4目の災害対策費でございますが、921万7,000円を増額し、2,031万6,000円とするものでございます。3節の職員手当は、職員の時間外勤務手当でございますが、名目計上でございます。今後、支給額を調整し12月補正で計上する予定としてございます。9節の旅費でございますが、まず、普通旅費102万5,000円でございますが、これは、台風災害に係る陳情の旅費でございます。町長、議員の皆様等の普通旅費を予算計上いたしました。次の費用弁償267万3,000円につきましては、消防団の今回の災害に関する出動手当が主なものでございます。次のページの11節需用費、修繕料の100万円でございますが、公共下水浄化センターの井戸水引き込み用の機械設備の修繕料を計上いたしました。12節の役務費200万円でございますが、農地

等の冠水により漂着した災害ごみの処分の手数料を計上いたしております。次に、18節の備品購入費でございますが、今回の災害に關しまして災害を記録するデジタルビデオカメラなどの備品を購入する予算を計上いたしております。19節の負担金補助及び交付金でございますが、災害支援活動に当たられました自主防災会、並びに町内会等に対する活動助成金20万円。それから、その下でございますが、浸水トイレの便槽の汲み取り助成金として190万4,000円。合わせて210万4,000円を計上しております。

次に、11款災害復旧費、1項1目の農林水産業施設災害復旧費でございますが、1,241万2,000円を計上し、4,302万6,000円とするものでございます。3節の職員手当等でございますが、職員の時間外勤務手当でございます。それから、13節の委託料1,185万8,000円は、被災農地等の復旧のための設計管理等の業務委託料でございます。

その下でございますが、11款2項1目の公共土木施設災害復旧費でございますが、2,745万1,000円を追加し、2,949万4,000円とするものでございます。3節の職員手当は、職員の時間外勤務手当。9節の旅費は、災害復旧等の事務協議当たるための普通旅費でございます。それから、11節の需用費1,671万円でございますが、町道、それから公園、町営住宅の修繕料でございます。13節の委託料1,000万円は、町道等の災害復旧に向けた設計管理等の業務委託料でございます。

次のページをお願いいたします。11款3項文教施設災害復旧費、1目の社会教育施設災害復旧費でございます。これは、項目の新設でございまして、500万円を計上いたしました。15節の工事請負費でございますが、福地弓道場、並びに聖寿寺館跡、法面が崩れましたのでその災害復旧工事費440万円でございます。19節の負担金補助及び交付金60万円でございますが、国登録文化財となっております福田の田中邸の門が、今回の台風で壊れまして、町文化財保存事業補助金交付要綱によりまして修繕費の2分の1を助成するものでございます。60万円の計上でございます。

それでは、歳入についてご説明をいたします。12ページをお願いいたします。17款繰入金、2項1目の財政調整基金繰入金でございますが、7,231万1,000円を追加しまして、1億847万7,000円とするものでございます。これは、今回の補正の一般財源として財政調整基金から繰り入れるものでございます。

次に、19款諸収入、5項3目の雑入でございますが、266万9,000円を追加し、1億7,491万円とするものでございます。これは、各方面からいただきました災害の見舞金でございます。先ほど、町長の午前中のあいさつの中にもございました。ここでお見舞いいただいた方々と金額をお知らせいたします。ポートピアなんぶを運営する株式会社グットワン様、100万円でございます。それから、群馬県桐生競艇場を運営する関東開発会長である笹川和弘様から個人として100万円

でございます。それから、八戸市の北日本青果様から30万円。それから、当町で毎年音楽祭を実施していただきます川守田三次郎様ほか演奏者の方々数名から合わせて30万9,000円でございます。それから、全国町村会、それから青森県町村会からそれぞれ3万円お見舞いをいただいております。

以上、簡単ですが説明を終わります。

議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。14番、立花寛子君。

14番（立花寛子君） ページ数といたしましては13ページ、9款消防費、1項消防費、4目災害対策費、12節役務費の200万円、災害ごみ処分手数料に関連しての質問であります。

先ほど、田畑の処理ということでありましたが、専決処分のごみ処分と関連するところでありますので、ご了解願いたいと思います。では、質問いたします。

地域の合同収集場を確保していただきましたことに対しましてはお礼申し上げます。しかしながら、被災者の状況や地域のことを考えますと、もう少し長く設定してほしかったと言っております。業者による受け入れ作業が2日間や開始期間が早く考える間もなく処理しなければならなかったと言っております。業者を立てての処分方法はありがたかったのでありますが、このことに対しては、大変喜ばれてはおります。しかし、少しゆっくりの日程にしてほしかったと言っております。これからの改善につなげてほしいわけでありますが、どのように考えてこのような日程になったのか、まずお聞きするものであります。

また、田畑に流れてまいりました流木などごみの処理についてであります。1.5メートルに切って処分してほしいとか、そういう指示があったわけでありますが、個人宅の被害もまず自分たちでやらなければならない状況に、このような指示を出すというものはいかなものでしょうか。これからでも何らかの手だてを考えるべきではないでしょうか。

また、三戸クリーンセンター等への持ち込み無料のやり方につきましては、大変喜ばれておりますし、10月末までの延長ということで大変うれしく思っているという声は聞いております。車がある方は、そういう形で処理できることを大変喜んでおりますが、車を持たず処分できないごみを抱えている方は困っております。家の前に処分したいごみを積み上げ、業者が処理していただける。そういうやり方を当初からできなかったのか、この点をお聞きするものであります。これからでも処分できない人のために考えていただけないでしょうか。

また、これは農業関係の資材のごみについてであります。ごみの種類によりビニール製品なども流れてきており、これの処分に困っているという声が聞かれております。関係機関に問い合わせたところ、有料で処分していただくようにという話があったそうではありますが、このようなことでは、大変、怒りをもってお話しされている方もあります。ぜひ、これは改善していただくか、専門の業者の手だてを借りていただくか、もう少し考えが必要ではないでしょうか。

また、今回は消防団員の皆様から大変なご協力を得て、感謝しております。大変なご苦労を強いられたことと思います。これは、同じ項目の19節にあります災害支援活動助成金についての関連質問であります。お支払いすることは当然だと思います。しかし、これから支援活動が必要な方もたくさんおられます。個人で家の中にたまった泥をかき出すなど、支援を必要としている方はおられないのでしょうか。この点での把握は、どのようになっておられますか。やはり、見舞金も出されるのであります。その被災世帯等特別災害見舞金1,899万円は、どのような形でお渡しになるのか。こういう見舞金は大変ありがたいとは言っておりますが、それ以上にお金がかかったり、また、人手がたりない。そのことを強く言われます。これまでは、個人で泣く泣く後始末をしていられた方が多いと思いますが、やはり3.11から世の中も変わり、さまざまなボランティア活動を行うという風潮が出てきております。まだまだ人手がたりないという声に対して、どのようなやり方を考えておられるのか、この点、数点ですが、まずはお聞きするものであります。ご答弁の方よろしくお願いいたします。

議長（坂本正紀君） 環境衛生課長。

環境衛生課長（中野雅司君） 災害ごみの収集運搬作業でございますけれども、9月26日から10月8日まで建設業者延べ103社、ダンプ等を借り上げまして収集運搬作業を行ったところでございます。あと、臨時の集積場3カ所につきましても運搬作業が終わりまして、10月7日に一応その集積場は閉鎖をいたしました。今後、災害ごみがこれからまた出るという可能性がございます。通常の指定の集積場に出していただくか、もしくは処理場に持ち込んでいただくということにもなりますけれども、運ぶことができない方も中にはいるということはこちらでも承知してございます。状況に応じまして、これからまだ戸別に収集運搬をすることも考えてございますので、よろしくお願いをいたします。

議長（坂本正紀君） 総務課長。

総務課長（小萩沢孝一君） 消防団への活動ということでご質問等もちょっとありましたけれども、今回の補正では、消防団の活動に対しまして出動手当の追加分はもちろんでございますが、特別手当といたしまして各分団に一律3万円、本部に5万円という特別手当を支給するという内容を含んでございます。

また、被災者世帯への見舞金のお話でございましたけども、今回の見舞金制度につきましては、床上、床下の被害に遭われた方々、先ほど財政課長も申し上げましたけども、事業を営まれている方、そして、なおかつ今回の水害において家電製品ですね。とりわけテレビ、冷蔵庫、洗濯機、この3種類につきまして全滅却した世帯の方。例えばテレビが3台あって、3台ともなくなった方、という方々に対してそれぞれの見舞金を支給するという内容を含んでございます。基本的に床上浸水に関しましては、床上浸水の高さに応じましてその見舞金を設定したいというふうに思っております。また、テレビ、冷蔵庫、洗濯機につきましては見舞金でございますので、それぞれテレビの金額をとということではなくて、テレビ3万円、冷蔵庫3万円、洗濯機3万円とそれぞれ全滅却した世帯に関しましては見舞金を差し上げたいということで、テレビと冷蔵庫と洗濯機全部、全くなかったという世帯の方には9万円というふうになる予定でございます。また、床上浸水につきましては、40センチ未満から150センチ以上ということで、段階的に区分けしてございまして、例えば、150センチ以上床上浸水した場合には、13万5,000円というふうに予定してございます。これは、なぜ13万5,000円かと申しますと、町の方でこれまで保険をかけてきている見舞金制度がございまして、それはあくまでも保険でございまして、床上浸水に関しましても保険の部分は非常に少ない額でございます。例えば、150センチ以上だと今の規定ですと1万5,000円でございます。13万5,000円を今回特別プラスいたしまして、15万円というふうに計算上は10倍という感覚で、見舞金をお支払いしたいなということで計上してございます。

ちなみに、床下浸水につきましては、一律1万円と。また、被災事業所の見舞金に関しましては、これも一律にさせていただいて床上の場合は3万円、床下の場合は1万円というふうに、今要項を制定する予定でございます。

先ほど、人手の話もございました。ボランティアということもございますが、議員ご指摘のとおりこれまで、大震災等におきましてはボランティアの窓口を設けて、そういうシステム的にやっている経緯がございますので、今回うちの方としましては、各町内会または自主防災会におきまして、それぞれでその町内においてそういう清掃活動をしていただいたということ聞いてございます。今回、そういう町内会、自主防災会に関しましてもその経費の一部をまた支援して

まいりたいというふうに考えてございますので、これらのことも含めて広げてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

議長（坂本正紀君） 農林課長。

農林課長（中村一雄君） 農業資材の方の関係になりますけども、田んぼなんかにもまず、いろいろハウスのビニールとか、マルチ用のビニールがたくさん流れ、漂流物がかなり見られますので、そちらの方は農林課の方で産業廃棄物として扱うように。持って来てくださる方だと集積場の方をお願いしたいんですけども、そうでない方は、巨大な流木なんかも結構ございますので、そちらも含めまして業者の方に委託して、後で処理するつもりで、重機なんか使わないとできない流木も結構見られますので、そちらと合わせて業者委託の方でやっていきたいと思って考えております。

議長（坂本正紀君） 14番、立花寛子君。

14番（立花寛子君） おうちの皆さん方の被害が大変だったし、今回はまず人的被害ということ、家屋への被害ということが相当の数字になってあらわれておりますので、職員の皆さんも、その対応が大変だったと思います。これを機会に、何かやっぱり具体的なマニュアルといいますが、どういう項目でどういうことをどういうところから情報を得るのか、そのような見直しも必要になってくるでしょうし、また、ごみの問題でもやはり条件が許せば、家の前に置いて少しずつ処理できるというようなことを望まれているという声も聞かれております。もちろん、合同の集積場にどんどん運ばれ、地域の皆さんの協力があってすばらしい姿は見ておりますが、そこから外れているといいますが、ひとり暮らしをされている方とか、あとは空き家にしてその当日に来て右往左往しているという方もおられましたので、なかなか声をかけにくかったということもあります。そういう意味で、これからの課題は残ったと思いますが、まずここまで処理できたことを喜んではおります。

次の質問なのですが、11款災害復旧費にかけての質問なのですが、今、今月に入ってから台風15号災害に関連した支援制度のお知らせが毎戸に配られたわけですが、被害に遭われた方々には、どのようなやり方でどのような内容を今回お知らせしたのか、この文章一枚だけが現在

配られたのかどうかお聞きするものであります。そして、現在も後片付けに追われ、申請手続きまで行えない方もおり、また、書き方がわからない、説明してほしいという声も聞かれております。そしてあの、この毎戸配布を見ますと、各自がその必要な課に出向いて申請するようなことになっておりますが、税務課とか環境衛生課とか合同で説明会を開き、その場所で聞きながらさまざまな書類とか、被災者生活再建支援法に基づく支援などの手続きなども行えるようなやり方をとってはいただけないものでしょうか。ひとりで家に引きこもって、こういう説明文は入ったけれども、とても自分ひとりではできなかつたり、役場に行くのも大変だという声も聞かれております。ぜひ、合同での説明会を土日とか、平日とか、夜とかやはり開かれるか、家々を回ってその書き方に不安をおぼえている方の手助けをしていただきたいのでありますが、どのように考えておられるでしょうか。

また、災害復旧費には、病院の建設場所は今回、四方からの水で大変な状況になっておりましたが、それに対する対策は考えなくてもいいのでしょうか。この場所を変えるという考えがないのか。この場所は、今回の水害でどのようになったのか、お聞きしたいと思います。

議長（坂本正紀君） 総務課長。

総務課長（小萩沢孝一君） まず最初に、私の方から毎戸配布、支援制度のお知らせ等につきましての質問でございますけども、まず最初に、毎戸配布は10月6日に広報とともにさせていただきましたが、その前に、10月1日に「床上浸水の被害を受けられた方に」ということで別枠にチラシを配布いたしました。これは、健康福祉課と社会福祉協議会合同によりまして、とりわけ、床上浸水した方々に対しましては早急に、こういう支援制度があるというのをお知らせすべきだろうということで、これは全世帯持って訪問いたしました。それで、聞き取りをしまして、どういう被害に遭われたのかというのと、どういう状況なのかというのを確認しながらこの支援制度のお知らせをお渡ししてきております。その際、保健師等も同行したりそういう状況をつかみながらお知らせしてきてございます。それで、今も現在はもうその被災者支援制度に関する問い合わせとか、また、そういう申請をどうしたらいいかということは毎日のようにまず来ておられて、それに逐一对応しているという状況でございますので、とりわけ、今回は床上浸水に関しましては南部地区の方が多いわけでございますし、南部分庁舎が近いですし、そういうことで対応はできていけるのではないかといふふうに思っております。まず、毎戸に配布したのは、全世帯が同じような被災を受けたというわけではございませんので、とりわけ、床上浸水した方々にはチ

ラシを配って、訪問して聞き取りして、内容を確認して、また、申請にはこういう手続きがありますよというのを説明してきた経緯がございますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（坂本正紀君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（有谷隆君） 現在、盛り土中の医療健康センターの冠水状況というご質問ですが、予定された建設地の高さまでは冠水していないということになります。

それから、予定地の農道と申しますか、こちらは想定通りの冠水ということで、ただし、今回の水位を参考にして現在盛り土中であります。それから、実施設計中でありますので、今回の水位を参考に若干の検討を加えたいと思っております。

以上です。

議長（坂本正紀君） 環境衛生課長。

環境衛生課長（中野雅司君） 環境衛生課での支援の中に、し尿の汲み取り料金の助成というのがございますけれども、これにつきましては、もう既に汲み取りをされている方がほとんどでございますので、後日、手続きのやり方を皆さんにお知らせをして取り組みたいと思っております。

それから、井戸の水の検査につきましては、町の方で水質検査と薬品の投入を行うということで、浸水被害区域の町内会長の方にもお願いをしながら、職員も巡回をして状況を把握して戸別に対応したところでございます。

それから、下水道料金の減免につきましては、農集排の関係は、八戸の圏域水道企業団の方の手続きをされますと町の方もそれに準ずるという形で、町の方へ直接手続きするという手続きは生じないものと思っております。

以上でございます。

議長（坂本正紀君） 税務課長。

税務課長（八木田良吉君） 税務課関係でございますけれども、まず、被害の状況の調査におきましては、被害届及び罹災証明書の用紙をその場で説明して配布しております。

そして、あとは減免等につきましては、その都度、対象者に通知してお知らせして、受け付けをします。それである、全員に税金かかっているわけではないので、よく勘違いするのは、減免ってというのは税金かかってない人がいますがそういう方が来ても、ただ手続きを踏んで何もないと。そうすれば、手数料をかけても何もないとお叱りを受けるので、対象者に通知していこうと思っております。

以上でございます。

議長（坂本正紀君） 14番、立花寛子君。

14番（立花寛子君） 先ほどの戸別に説明しておったり、対象者に郵送されているということで大変うれしく思っております。やはり、こういうさまざまな制度があるのに使っていただければ、やはり住民の皆さんも大変立腹されておると思います。

ところで、先ほどの説明があったかどうか、特別見舞金の支給とか、し尿汲取料金の助成などは「手続きしますので、領収証は保管しておいてください」などと細かくは書いてあるんですけども、やはり、これも戸別に歩くとかなさっておられるのですか。見舞金は、どのような形で支給されるのかお聞きします。

また、病院の建設場所について、やはり、さまざまな方からこのままで建設して本当に病院の機能を発揮できるのか。強度とか、いざという時の避難場所、避難経路の確保とか大変厳しく不適切な場所に病院を建てて、何かあって被害を講ずればまた税金の無駄なお金を使ったと、このようなことまで言われておりますが、町長は本当にこの場所でよいとお考えなのかどうか。一つ聞いて終わりにしたいと思えます。

まず、細々したところですけど、関係課からのご答弁をお願いいたします。

議長（坂本正紀君） 総務課長。

総務課長（小萩沢孝一君） 特別見舞金につきましては、床上、床下浸水の世帯の方々、事業所の方々に対してが対象でございますので、今回は税務課の方で床上、床下につきましては既にトータルで2回ほど回っております。そのの方々に対しましては、こちらからご通知申し上げて送金するという形を取りたいというふうに思っておりますので、わざわざ来ていただいてもいいんですが、郵便等のやりとりで可能かなというふうに思っております。

以上でございます。

議長（坂本正紀君） 環境衛生課長。

環境衛生課長（中野雅司君） し尿の汲み取り料金の助成についてでございますが、後で手続きをするということで「領収証を大切に保管してください」ということは、チラシでお願いしたところでございます。基本的には、役場に来ていただいて手続きをするのですけれども、手続きに出来ない方もある場合にはそれなりに訪問するなど、対応したいと思っております。

議長（坂本正紀君） 町長。

町長（工藤祐直君） 医療健康センターの件でございますけれども、先ほど、健康福祉課長も言いました。現在の名川中学校の高さにまでするということで、そこまでは今回冠水してございません。ただ、今回の水位を見まして、現在の盛り土よりはやはりもう少し高くした方がより安全かなというふうに考えてございます。基本的に現在の名川中学校の予定地から名川中学校の職員通路口、ここは車両が通行できるわけでございまして、今回の冠水においても孤立するという状況にはなってございません。そういう部分を踏まえて、より安全を図りながら現在の確保している予定地で進めていきたいと考えてございます。

議長（坂本正紀君） 16番、工藤久夫君。

16番（工藤久夫君） この間の水害は、想定を超える水量だったってうか、ハザードマップで想定した水位を超えたかっていうようなことになってるんですけども、例えば、八戸には八戸工業大学とか八戸高専とかありますので、少なくともその、あと50センチ、1メートル上がった場合にこの道路は通行できない、できる、ここまでは避難してくださいっていうハザードマップをつくり直す必要があるんじゃないかな。それが1点です。

それから、いざというときの交通の確保とか、鉄道の確保というのを考えると、やはり国道と鉄道は今冠水したわけですけども、しない程度の整備を要望すべきだろうと。そうしながら、やはりその長期的には、その水害の恐れがある土地に建物をどのような規制をして、いろいろ地権者には飴と鞭が必要だと思うんですけども、その辺をどういうふうに考えているのかっていうの

を真剣に検討する場を設けた方がいいんじゃないかなと思うんですけども、その辺、町の方ではどのようにお考えでしょうか。

議長（坂本正紀君） 総務課長。

総務課長（小萩沢孝一君） まずは、ハザードマップの件でございますけども、基本的には大きな今現在のハザードマップ内容に関しましては、大きな超えているという場所はなかったんですが、やはり、一部南部地区にはそういう部分もございました。作り直すということでございますが、ある程度見直しは必要だと思っています。よく、ハザードマップはつくって終わりということをまず言われているわけでございますので、それをやはり住民に理解してもらおうと。それをよく読みこんで行動に移してもらおうというようなことも、これからといいますか、今後ともまだ必要なというふうに思っておりますので、現在のハザードマップも全世帯にお配りしてございますので、これらをまだ活用して、また説明して、「こういう場合は」ということも含めながら理解してもらおうと。避難行動に移ってもらおうということが重要なというふうには思っております。

また、国道、鉄道のことに関しましては、担当課長の方からまたお願いいたします。

議長（坂本正紀君） 企画調整課長。

企画調整課長（坂本與志美君） 青い森鉄道の件でございますが、青い森鉄道につきましては、22日、23日、24日と通行止めというか運休になってございます。25日には、もう始発から運行いたしましたが、3日間、そのような状況で、これからの機会あるごとに青い森鉄道の方にも対策等をお話ししていきたいと思っております。

以上です。

議長（坂本正紀君） 15番、川守田稔君。

15番（川守田稔君） 私も、ハザードマップに関係してです。

あの、ハザードマップを見直すっていう作業は必要なんだと思うんですけども、それに伴っていいですか関連して、例えば、今回浸水したその地域に建物を建てる時に盛り土のその病

院の予定地に関してもそうなんですけれども、しからは、例えば危険区域と言うんでしょうか、そういうふうな指定をして、標高何メートル以上にしなさい云々という案がありますね。条例でも名川の頃にはつくりました。そういったその見直し自体もしていかなくちゃならないと思うんですね。しからは、それじゃ何を基準にどう考えて、若干の見直しをってさっき健康福祉課長が先ほど申しましたけれども、その若干っていうのは将来にわたってどれくらい責任持てるその基準なのかっていうのはやっぱり気になるんですよ。例えば、30年に1回とか40年に1回とか20年に1回とかっていうよく過去の水害でよく言われてきました。それで、ここに至ってその大震災で大津波で100年に一度、あんまり何年に一度っていう言葉に重みがなくなってこの頃なくなっていますよね。やはり、もう少し20年後、30年後対応できるのかっていうその辺の基準っていうのをどういうふうに考えて何を基準に定めていけばいいのかって。その考え方を町としての考え方をちょっと説明してもらいたいと思います。

議長（坂本正紀君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（有谷隆君） 先ほどの若干の見直しという言葉が疑問に感じられたようでございます。若干とは言葉のあやでありまして、今、実施設計中でありまして、盛り土それから自然勾配による建物の浸水を防ぐ対策等を検討するというところで訂正したいと思います。

それから、浸水して今回、重要機器等を病院等が損失したという病院等の報告例がございますので、そういったものは、中二階というか、高床式、そういったもので検討したいということを院長ともお話ししてありました。電気系統が浸水するということで一番ダメージが大きいということですので、それらの設計を十分対応し得るものにしたいということでもあります。

以上です。

議長（坂本正紀君） 15番、川守田稔君。

15番（川守田稔君） 四反田のかさ上げが終了して、何年ぐらいになるんですかね。幸いですけれども、今回上がってないと思うんですが、もうすぐそこまでっていうぐらいまで上がっているわけですよね。完成したときには、「いやー、これで四反田は大丈夫だな」て私らも安心して、「よかったね」っていうそういう記憶があるんですけども、ここに至って何か全然安心じゃないですよねっていう認識、「やっぱこういうこともあるんだな」っていう。果たして、これが60年

前にこれぐらいの洪水があったってということなんですけども、これから将来を考えたときに、また60年経たなければそうなのかっていうことでもないような気がするんですよ。もっと頻繁に、こういった雨の降り方っていうのは起こるような気がしました。そういったときに、やっぱり基準をつくるにはどういった基準を、どういったデータをどういうふうに、どこのデータを使ってというようなそのことを私は聞きたいと思いました。

議長（坂本正紀君） 町長。

町長（工藤祐直君） 基準というのは、本当に何メートルの高さにすれば将来的に安全なのかというのは、非常に難しい部分があると思います。一つの基準とまず問われれば、やはり一つは河口の冠水、水位という部分をまず見て、そこからまた、どれぐらい安全な部分を見るかという部分になってくると思います。60年前、そして今回は河川の方の水位も過去2番目、国道を一部超えた地区もあるということで、今回の一つの水位が住宅含め、また、今後住宅と新築されるそういう計画があった場合に、一つは今回の冠水の高さ、それにどのぐらい見ていくかという部分は今後また検討しなければならないと思いますが、一つの基準ともし問われれば、今までの最高の水位という部分を一つの目安としての安全対策というふうになってくるだろうと思っております。

議長（坂本正紀君） 15番、川守田稔君。

15番（川守田稔君） まあ、そういうふうにしか答えられないのかなっていう気もするんですけど、極端な話、その津波のときもそういうことは言われていたんですけども、そもそも「昔の年寄りはこのなところに家建てなかったよ」とか、そういったことが言われたあれがありました。「なるほどな」と思いながら、私も報道を見ていましたけれども、極端な話、そういう今建っているようなところっていうところはもう仕方ないとして、例えば、「これ以上新築でこちらに建てるのは制限しましょう」とか、そういった措置も考えなくちゃならないんじゃないのかなって、そういうことも含めて考えなくちゃならないのかなという感想が、今回の災害ではありました。そういうところを含めて、熟慮して進めていってもらいたいと思ってました。

議長（坂本正紀君） 5番、夏堀文孝君。

5番（夏堀文孝君） 消防費の部分で、私も一つ質問したいと思います。

9節の費用弁償、特別手当の部分ですけれども、消防団にとってこの特別手当、本当に助かります。

しかしながら、そもそも出動手当自体が1回出て1,500円。これは、5分出動しても24時間出動しても1回は1回で1,500円。今回の場合は、30時間以上寝ずの警戒をして、そしてずっと待機していたわけですので本当にこの手当では助かるんですけれども、東日本大震災のときもそうでしたけれども、やはり、夜中、朝まで待機をしている場合がある。そういったときに、やはり1回1,500円はちょっと安過ぎるのではないかな。逆に、その細分化して時間で少し区切りをつけるとか、そういったことが必要ではないかなとつくづく思うんですけれども、1,500円ですとやはり1食、食事を取れば後は団の持ち出しになるわけですので、その辺をちょっとどういうふうに今回のことも含めて考えているか、答弁をお願いします。

議長（坂本正紀君） 総務課長。

総務課長（小萩沢孝一君） 今回に限らず、前にもそういうお話があった経緯がございます。何回出ても、何日続いても1回分の被害で1,500円っていうのはちょっときついのではないかとということがございました。前にもご指摘いただいているわけでございますので、今後ともこういう機会を踏まえまして、特別手当等を見直しながらどこまでこれらを改善していけるか、検討してまいりたいというふうに思っております。

議長（坂本正紀君） ほかに質疑ございませんか。3番、中館文雄君。

3番（中館文雄君） 過去にも、この地区は馬淵川の水害があって相当なダメージを受けてきた地域であります。ですから、これは何十年と繰り返してきたわけでありましてけれども、ここの南部町は、馬淵川から避けて通れる場所ではありません。それで、振興計画の中でもこの馬淵川の兩岸は住居地域としてこれからも進めていくという方針が出されています。また、農業地域という形でもこの地域は重要な場所だということで町としてそういう形でこの町をつくりあげていくというような方針が示されておりますけれども、今の災害を受けて、さっきの新聞誌上ですけれども、県知事が県の力ではどうにもならないというような、さじを投げたような発言をしていま

した。これは国に頼まなければ、馬淵川の水害、治水対策ができないんだというような発言だと私は思いましたけれども、そういうことで、過去のそのたびにこうして税金を使って見舞金を出す。災害復旧をする。これをずっと繰り返してきた地域であります。ですから、これに絶えず、今後、この馬淵川からは我々は避けて通れないわけですから、国、県に対してどういう形でこの治水対策について取り組んでいくかというような重要な課題になると私は思っております。先の委員会でのような方針が出されて、その当時はそれでよしとして何か結論が出て、その方向で進んでいるようではございますけれども、それだけでは恐らく、南部町はこれからもこういう被害、災害に会うと私は思います。ですから、取り組み方をもう一度、真剣に検討をする必要があるだろうと、その辺について、町長の考え方を聞きたいと思っております。

議長（坂本正紀君） 町長。

町長（工藤祐直君） 馬淵川につきましては、馬淵川河川整備計画、その中で進めてきたわけでございますけれども、その整備計画の委員に私も入っております、我々の地域は極端な話、岩手県にダムをつくる、そういう部分も考えていかないと永遠にこれは解決しないとそういう話をしてきました。過去にそういうダムの話も一時出たこともあったなという話を聞いて、やはり、先人たちもそういうふうに来てきたんだなというふうに私も感じていたわけでございます。先般、知事を含めながら国会議員の皆様、県議の皆様が現地調査に来た時も同じ話をさせていただきました。そこで、我々、また議員の皆様と地元としてある方向性を絞っていかなければならないと思っております。ダムの方向性で安全性を保っていく要望にしていくのか、河川の整備を早くしてもらって安全を図っていくのかと。やはり地元で意見が分かれていけば、やはり国に対する、県に対する「じゃあ地元としてはどっちよ」ということになると思っておりますので、これから議員の皆さんと本当に今回の水害を体験して、さらに、もう一回踏み込んだ検討を議員の皆さんとしてみたいと思っております。

そして、今回、旅費の方を計上させていただいております。今回の被害というものを国会議員の皆様、しっかりとやはり我々、ずっとこういう災害を数年に一度と、20年、30年ではない。ここをもう一回、議員の皆さんと訴えてみたいということで今回補正の方にも予算の計上をさせていただきました。本当に、議員の皆さんと今後の馬淵川、ここから我々は避けては通れない。また、全部が引っ越しをすると、これも不可能なわけでございますので、そういう中においては、早くやはり整備を進める。または、ダムということもこれは、より以上に真剣に考えても

らいたいということと一緒に取り組んでもらいたいとこう思っておりますので、よろしくその節にはお願いしたいと思います。

議長（坂本正紀君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（坂本正紀君） ご異議なしと認めます。
よって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

議案第81号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（坂本正紀君） 日程第18、議案第81号、南部町監査委員の選任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、11番、佐々木勝見君は除斥の対象となりますので、議場からの退席を求めます。

（11番 佐々木勝見君 退席）

議長（坂本正紀君） 本案について説明を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

町長（工藤祐直君） 議案第81号、南部町監査委員の選任についてであります。任期満了に

伴い、2名の方を南部町監査委員に選任いたしたく議会の同意を求めるものであります。

選任したい方の住所、氏名、生年月日でございますが、住所、三戸郡南部町大字塚渡字御見抜平30番地3、氏名、佐々木勝見氏。昭和21年8月24日生まれ。同じく、住所、三戸郡南部町大字大向字勘吉46番地1、氏名、鈴木聰氏。昭和10年3月30日生まれ。この方は再任でございます。任期は、4年間と地方自治法に規定されておりますので、佐々木氏は平成23年10月12日から議員の任期であります平成27年9月30日まで。鈴木氏は、平成23年10月12日から平成27年10月11日までとなります。

佐々木氏、鈴木氏は豊富な経験と優れた見識によって会計監査に取り組んでいただける適任者と認め、南部町監査委員に選任いたしたくご提案申し上げます。よろしくお願いたします。

議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（坂本正紀君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第81号は原案のとおり同意することに決しました。

ここで、佐々木勝見君の議場への着席を求めます。

（11番 佐々木勝見君 着席）

閉会の宣告

議長（坂本正紀君） 以上で本臨時会に付議されました事件は、全部終了いたしました。
ここで閉会に当たり、町長から発言の申し出がございます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

町長（工藤祐直君） 第40回南部町議会臨時会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日、提出いたしました議案につきましては、全議案ともご承認・ご同意、並びにご議決をいただき、心から御礼を申し上げる次第であります。

また本臨時会におきまして、新たに坂本正紀議長、中村善一副議長を初め、各常任委員会委員が選任され、新しい議会の体制が確立されました。

今後の議会活動に大いにご期待申し上げますとともに、町政発展並びに町民福祉の向上のため、なお一層のご尽力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

本日ご議決いただきました補正予算により、台風の被害に遭われた皆様への支援、被害を受けた施設等の修繕を迅速に行っていくものであります。

なお、かねてより協議を重ねてまいりました、大規模災害時における必要物資の供給協力体制について、9月28日に町と株式会社ユニバース、株式会社薬王堂、NPO法人コメリ災害対策センター、南部町商工会と災害時の支援物資に関する協定を締結いたしました。この協定により、迅速な食糧及び物資の調達に対して協力が得られるものでございます。

さらに、このたびサントリー株式会社、並びにみちのくコカ・コーラボトリング株式会社より備蓄用の飲料水のペットボトルを提供してくださるという申し出がございました。ありがたく活用させていただきたいと思っております。

今回の災害に対しましては、消防団活動を初め、自主防災組織、町内会、地区の行政員、そして、多くの町民の皆様からご支援ご協力をいただきました。改めまして、厚くお礼申し上げます次第でございます。

終わりに、時節柄、議員の皆様におかれましては、くれぐれもご自愛くださいますようお願いを申し上げ、本臨時会の閉会のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

議長（坂本正紀君） これをもちまして、第40回南部町議会臨時会を閉会いたします。
ご協力まことにありがとうございました。

(午後 4 時30分)

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

南部町議会臨時議長 東 寿 一

南部町議会議長 坂 本 正 紀

署 名 議 員 山 田 賢 司

署 名 議 員 八木田 憲 司